

令和2年 6 月 8 日開会

令和2年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和2年6月定例会議議案

(1)

議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第 1 号	令和 2 年度宮古市一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 2 号	令和 2 年度宮古市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 3 号	宮古市市税条例等の一部を改正する条例
議案第 4 号	宮古市参画推進条例の一部を改正する条例
議案第 5 号	宮古市手数料条例の一部を改正する条例
議案第 6 号	宮古市乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例
議案第 7 号	宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第 8 号	宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第 9 号	宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第10号	宮古市介護保険条例の一部を改正する条例
議案第11号	宮古市農林漁村地域多目的集会施設条例の一部を改正する条例
議案第12号	宮古市立宮古小学校校舎増改築工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

議案第13号	財産の取得に関し議決を求めることについて
議案第14号	財産の取得に関し議決を求めることについて
議案第15号	宮古市過疎地域自立促進計画を変更することに関し議決を求めることについて
議案第16号	市道路線の廃止について
議案第17号	市道路線の認定について

議案第1号

令和2年度宮古市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度宮古市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143,173千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,695,776千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年6月8日提出

宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		9,854,073	13,992	9,868,065
	2 国庫補助金	5,909,258	13,419	5,922,677
	3 委託金	10,942	573	11,515
16 県支出金		2,405,036	23,922	2,428,958
	2 県補助金	1,070,239	12,603	1,082,842
	3 委託金	185,388	11,319	196,707
17 財産収入		65,499	11,195	76,694
	2 財産売払収入	7,413	11,195	18,608
19 繰入金		5,505,747	124,958	5,630,705
	1 基金繰入金	5,505,747	124,958	5,630,705
21 雑収入		699,863	△22,194	677,669
	4 雑入	187,469	△22,194	165,275
22 市債		4,948,800	△8,700	4,940,100
	1 市債	4,948,800	△8,700	4,940,100
補正されなかった款項にかかる額		20,073,585		20,073,585
** 歳 入 合 計 **		43,552,603	143,173	43,695,776

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		10,788,016	62,346	10,850,362
	1 総務管理費	8,831,610	49,040	8,880,650
	3 戸籍住民基本台帳費	257,419	13,306	270,725
3 民生費		9,934,453	36,900	9,971,353
	2 児童福祉費	3,277,190	36,900	3,314,090
4 衛生費		2,239,548	11,938	2,251,486
	1 保健衛生費	1,121,788	7,400	1,129,188
	2 清掃費	922,302	4,538	926,840
6 農林水産業費		2,329,060	37,696	2,366,756
	2 林業費	294,371	37,000	331,371
	3 水産業費	1,384,465	696	1,385,161
8 土木費		4,840,454	△13,375	4,827,079
	4 港湾費	254,463	△13,375	241,088
9 消防費		1,731,941	1,998	1,733,939
	1 消防費	1,731,941	1,998	1,733,939
12 公債費		3,268,963	5,670	3,274,633
	1 公債費	3,268,963	5,670	3,274,633
補正されなかった款項にかかる額		8,420,168		8,420,168
** 歳 出 合 計 **		43,552,603	143,173	43,695,776

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
津軽石保育所の管理運営に伴う委託料	令和3年度から 令和7年度まで	限度額 394,000 千円

第3表 地方債補正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の 方 法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
観光施設整備事業	15,900	△ 8,700	7,200	普通貸借 又は証券 発 行	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率	政府資金につい てはその融資条 件により、銀行 その他の場合に は、その債権者 と協定するところ による。 ただし、市財政 の都合により据 置期間及び償還 期間を短縮し、 又は繰上償還若 しくは低利に借 り換えることが できる。
補正されなかった 地 方 債 の 額	4,932,900		4,932,900			
計	4,948,800	△ 8,700	4,940,100			

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	一般会計 15 国庫支出金 2 国庫補助金			
目		補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金		5,193,230	13,419	5,206,649
** 計 **		5,909,258	13,419	5,922,677

会計 款 項	一般会計 15 国庫支出金 3 委託金			
目		補正前の額	補正額	計
2 民生費委託金		10,667	573	11,240
** 計 **		10,942	573	11,515

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 2 県補助金			
目		補正前の額	補正額	計
1 総務費県補助金		144,555	12,255	156,810
5 農林水産業費県補助金		343,289	348	343,637
** 計 **		1,070,239	12,603	1,082,842

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 3 委託金			
目		補正前の額	補正額	計
6 土木費委託金		5,061	11,319	16,380
** 計 **		185,388	11,319	196,707

会計 款 項	一般会計 17 財産収入 2 財産売却収入			
目		補正前の額	補正額	計
1 不動産売却収入		3,722	11,195	14,917
** 計 **		7,413	11,195	18,608

会計 款 項	一般会計 19 繰入金 1 基金繰入金			
目		補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金		2,196,471	125,374	2,321,845
10 東日本大震災復興基金繰入金		579,823	△7,616	572,207

(単位・千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 地方創生推進交付金	1,684	地方創生推進交付金 1,684
3 社会保障・税番号制度システム整備費	11,735	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 11,735

節		説 明
区 分	金 額	
1 基礎年金等事務	573	年金生活者支援給付金 573

節		説 明
区 分	金 額	
10 地域経営推進費	12,255	地域経営推進費 12,255
28 地域再生営漁活動支援	348	地域再生営漁活動支援事業補助金 348

節		説 明
区 分	金 額	
3 宮古港フェリーターミナル	11,319	フェリーターミナル管理運営費 11,319

節		説 明
区 分	金 額	
1 土地売却	11,195	土地売却収入 11,195

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	125,374	財政調整基金繰入金 125,374
1 東日本大震災復興基金繰入金	△7,616	東日本大震災復興基金繰入金 △7,616

1 歳 入

会計 款 項	一般会計 19 繰入金 1 基金繰入金			
目		補正前の額	補 正 額	計
15 公共施設等総合管理基金繰入金		60,050	7,200	67,250
** 計 **		5,505,747	124,958	5,630,705

会計 款 項	一般会計 21 諸収入 4 雑入			
目		補正前の額	補 正 額	計
5 雑入		187,465	△22,194	165,271
** 計 **		187,469	△22,194	165,275

会計 款 項	一般会計 22 市債 1 市債			
目		補正前の額	補 正 額	計
5 商工債		259,500	△8,700	250,800
** 計 **		4,948,800	△8,700	4,940,100

(単位・千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 公共施設等総合管理基金繰入金	7,200	公共施設等総合管理基金繰入金 7,200

節		説 明
区 分	金 額	
10 雑入	△22,194	コミュニティ助成事業助成金 2,500 フェリーターミナル使用料 △24,694

節		説 明
区 分	金 額	
1 観光施設	△8,700	観光施設整備事業債 △8,700

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		2 文書広報費	384,310	2,500	386,810				2,500
		7 企画費	234,797	5,830	240,627				
		8 地域振興費	206,599		206,599	1,684			△6,150
		14 諸費	33,272	10,510	43,782				10,510
		15 特別定額給付金給付費	5,165,000	30,200	5,195,200				
		** 計 **	8,831,610	49,040	8,880,650	1,684			6,860

会計 款 項	一般会計 2 総務費 3 戸籍住民基本台帳費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 戸籍住民基本台帳費	257,419	13,306	270,725	12,308			
		** 計 **	257,419	13,306	270,725	12,308			

会計 款 項	一般会計 3 民生費 2 児童福祉費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		2 児童措置費	2,023,569	36,900	2,060,469				
		** 計 **	3,277,190	36,900	3,314,090				

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 1 保健衛生費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		3 環境衛生費	102,873	200	103,073				
		5 診療所費	55,092	7,200	62,292				7,200
		** 計 **	1,121,788	7,400	1,129,188				7,200

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 2 清掃費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 清掃総務費	922,302	4,538	926,840				
		** 計 **	922,302	4,538	926,840				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助及び交付金	2,500	コミュニティ助成事業助成金 2,500
5,830	12 委託料	430	建築審査会書類作成等業務委託料 430
	14 工事請負費	5,400	小山田地区バス停上屋等設置工事費 5,400
4,466			(財源補正)
	22 償還金利子及び割引料	10,510	国庫支出金等返還金 10,510
30,200	11 役務費	200	通信運搬費 50
			手数料 150
	18 負担金補助及び交付金	30,000	特別定額給付金 30,000
40,496			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
998	12 委託料	13,306	住民情報システム改修等委託料 4,102
			戸籍システム改修委託料 8,206
			証明書コンビニ交付システム改修委託料 998
998			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
36,900	10 需用費	200	消耗品費 100
			印刷製本費 100
	11 役務費	2,700	通信運搬費 2,700
	12 委託料	34,000	商品券発行業務委託料 34,000
36,900			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
200	18 負担金補助及び交付金	200	公衆浴場施設設備改善事業補助金 200
	14 工事請負費	7,200	摂待出張診療所解体工事費 7,200
200			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
4,538	18 負担金補助及び交付金	4,538	宮古地区広域行政組合負担金 4,538
4,538			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 2 林業費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 林業総務費	138,241	37,000	175,241				
		** 計 **	294,371	37,000	331,371				

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 3 水産業費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 水産業振興費	214,652	696	215,348		1,814		△1,466
		** 計 **	1,384,465	696	1,385,161		1,814		△1,466

会計 款 項	一般会計 7 商工費 1 商工費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 商工振興費	1,512,533		1,512,533		1,133		
		3 観光費	707,974		707,974		9,656	△8,700	
		** 計 **	2,311,776		2,311,776		10,789	△8,700	

会計 款 項	一般会計 8 土木費 4 港湾費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 港湾費	254,463	△13,375	241,088		11,319		△24,694
		** 計 **	254,463	△13,375	241,088		11,319		△24,694

会計 款 項	一般会計 9 消防費 1 消防費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 常備消防費	1,283,127	1,998	1,285,125				
		** 計 **	1,731,941	1,998	1,733,939				

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
37,000	12 委託料	33,000	森林・林地情報調査業務委託料 33,000
	18 負担金補助及び交付金	4,000	森林作業道維持管理事業費補助金 4,000
37,000			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
348	18 負担金補助及び交付金	696	地域再生営漁活動支援事業費補助金 696
348			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△1,133			(財源補正)
△956			(財源補正)
△2,089			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	10 需用費	△1,546	光熱水費 △1,446 修繕料 △100
	11 役務費	△69	手数料 △69
	12 委託料	△10,190	宮古港フェリーターミナル設備管理等業務委託料 △10,190
	18 負担金補助及び交付金	△1,570	国有資産等所在市町村交付金相当額負担金 △1,570

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,998	18 負担金補助及び交付金	1,998	宮古地区広域行政組合負担金 1,998
1,998			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 12 公債費 1 公債費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1	元金		3,055,824	5,670	3,061,494				
	** 計 **		3,268,963	5,670	3,274,633				

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
5,670	22 償還金利息及び割引料	5,670	長期債元金償還金
5,670			

付 表 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期間	金額	期間	金額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支出金	地方債	その他	
	千円	令和年度	千円	令和年度	千円	千円	千円	千円	千円
(令和2年度) 津軽石保育所の管理 運営に伴う委託料	限度額 394,000			3～7	394,000				394,000

付 表

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区 分	前前年度末 現在 高	前 年 度 末 現在高見込	当 該 年 度 中 増 減 見 込							当該年度末 現在高見込
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額				
			補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額		
1. 普 通 債	29,527,172	32,394,775	3,876,700	△ 8,700	3,868,000	1,875,812	5,670	1,881,482	34,381,293	
(2) 民 生 債	394,834	581,940	44,000		44,000	31,407	5,670	37,077	588,863	
(5) 商 工 債	562,578	521,734	15,900	△ 8,700	7,200	50,164		50,164	478,770	
補正されなかった 区 分 に 係 る 額	12,869,887	14,072,621	1,072,100		1,072,100	1,180,012		1,180,012	13,964,709	
合 計	42,397,059	46,467,396	4,948,800	△ 8,700	4,940,100	3,055,824	5,670	3,061,494	48,346,002	
※うち合併特例債	10,506,732	10,793,550	15,200		15,200	395,095		395,095	10,413,655	

議案第2号

令和2年度宮古市水道事業会計補正予算（第1号）

令和2年度宮古市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和2年度宮古市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（4）主要建設改良事業			
（イ）配水設備改良費	683,434千円	42,344千円	725,778千円

第2条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額333,837千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,314千円、当年度分損益勘定留保資金225,081千円、減債積立金30,000千円及び建設改良積立金30,442千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額336,492千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,314千円、当年度分損益勘定留保資金225,081千円、減債積立金30,000千円及び建設改良積立金33,097千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入	
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的収入	580,710千円	39,689千円	620,399千円
第4項 工事負担金	38,900千円	39,689千円	78,589千円
		支 出	
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的支出	914,547千円	42,344千円	956,891千円
第1項 建設改良費	727,034千円	42,344千円	769,378千円

令和2年6月8日提出

宮古市長 山 本 正 徳

令和2年度 宮古市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画(税込)

資 本 的 収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1資本的收入			580,710	39,689	620,399	
	4工事負担金		38,900	39,689	78,589	
		1 工 事 負 担 金	38,900	39,689	78,589	工事負担金の増

資 本 的 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1資本的支出			914,547	42,344	956,891	
	1建設改良費		727,034	42,344	769,378	
		1 配水設備改良費	683,434	42,344	725,778	工事請負費の増

令和2年度 宮古市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(税抜)

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	22,117,000
減価償却費	700,552,000
固定資産除却費	10,596,000
引当金の増減額(△は減少)	3,620,000
長期前受金戻入額	△ 486,067,000
支払利息	51,729,000
受取利息及び受取配当金	△ 129,000
未収金の増減額(△は増加)	3,184,477
貯蔵品の増減額(△は増加)	500,000
小計	306,102,477
利息及び配当金の受取額	129,000
利息の支払額	△ 51,729,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	254,502,477

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 701,696,000
有形固定資産の売却による収入	1,000
無形固定資産の取得による支出	0
国庫補助金等による収入	206,830,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 494,865,000

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	269,300,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 187,513,000
他会計からの出資による収入	124,900,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	206,687,000

資金増加額(又は減少額)	△ 33,675,523
資金期首残高	1,211,055,472
資金期末残高	1,177,379,949

令和2年度 宮古市水道事業予定貸借対照表(税抜)

(令和3年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		163,428,510	
ロ 建 物	2,092,559,769		
減価償却累計額	<u>△ 1,276,096,339</u>	816,463,430	
ハ 構 築 物	25,693,775,290		
減価償却累計額	<u>△ 13,063,796,400</u>	12,629,978,890	
ニ 機 械 及 び 装 置	6,558,175,993		
減価償却累計額	<u>△ 4,894,762,187</u>	1,663,413,806	
ホ 車 両 運 搬 具	22,702,041		
減価償却累計額	<u>△ 19,012,375</u>	3,689,666	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	49,371,785		
減価償却累計額	<u>△ 46,678,079</u>	2,693,706	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>47,080,000</u>	
有形固定資産合計			15,326,748,008

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		64,900	
ロ 施 設 利 用 権		<u>7,888,086</u>	
無形固定資産合計			<u>7,952,986</u>

固 定 資 産 合 計

15,334,700,994

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		1,177,379,949	
(2) 未 収 金	22,681,698		
貸倒引当金	<u>△ 3,700,000</u>	18,981,698	
(3) 貯 蔵 品		<u>9,823,834</u>	

流 動 資 産 合 計

1,206,185,481

資 産 合 計

16,540,886,475

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良に要する			
企業債		2,435,537,004	
ロ その他の企業債		<u>11,300,000</u>	
企業債合計			2,446,837,004

(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	39,662,000		
ロ 修繕引当金	<u>51,691,637</u>		
引当金合計		<u>91,353,637</u>	
固定負債合計			2,538,190,641
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良に要する			
企業債	<u>97,093,112</u>		
企業債合計		97,093,112	
(2) 引 当 金			
イ 賞与引当金	<u>15,223,000</u>		
引当金合計		15,223,000	
(3) その他流動負債		<u>200,000</u>	
流動負債合計			112,516,112
5 繰延収益			
長期前受金		22,945,484,461	
収益化累計額		<u>△ 14,013,033,997</u>	
繰延収益合計			<u>8,932,450,464</u>
負債合計			<u>11,583,157,217</u>

資 本 の 部

6 資 本 金			
(1) 固有資本金		45,946,853	
(2) 出 資 金		561,501,055	
(3) 組入資本金		<u>3,260,914,506</u>	
資本金合計			3,868,362,414
7 剰 余 金			
(1) 利益剰余金			
イ 減債積立金	270,541,058		
ロ 利益積立金	127,000,000		
ハ 建設改良積立金	592,264,315		
ニ 水源保護対策積立金	70,496,838		
ホ 当年度未処分利益			
剰 余 金	<u>29,064,633</u>		
利益剰余金合計		<u>1,089,366,844</u>	
剰余金合計			<u>1,089,366,844</u>
資 本 合 計			<u>4,957,729,258</u>
負債資本合計			<u>16,540,886,475</u>

議案第 3 号

宮古市市税条例等の一部を改正する条例
(宮古市市税条例の一部改正)

第 1 条 宮古市市税条例(平成 17 年宮古市条例第 76 号)の一部を次のように改正する。

	改正後	改正前
1	(市民税の申告) 第 36 条の 2 [略] 2～8 [略] 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 2 月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)(第 63 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 89 条第 2 項第 2 号において「番号法」という。))第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出) 第 63 条の 2 施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。))又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) [略] 2 [略] (法第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による	(市民税の申告) 第 36 条の 2 [略] 2～8 [略] 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 2 月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)(第 63 条の 2 第 1 項第 1 号において「番号法」という。))第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出) 第 63 条の 2 施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)(当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。))又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称。以下固定資産税について同じ。)) (2)～(4) [略] 2 [略] (法第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による

固定資産税額の^{あん}按分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の^{あん}按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(5) [略]

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに

固定資産税額の^{あん}按分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の^{あん}按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2)～(5) [略]

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに

次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) 〔略〕

3・4 〔略〕

(固定資産税の減免)

第71条 〔略〕

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(5) 〔略〕

3 〔略〕

(住宅用地の申告)

第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 〔略〕

2 〔略〕

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行

次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2)～(6) 〔略〕

3・4 〔略〕

(固定資産税の減免)

第71条 〔略〕

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2)～(5) 〔略〕

3 〔略〕

(住宅用地の申告)

第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2)～(4) 〔略〕

2 〔略〕

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行

われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) 並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(6) 〔略〕

2 〔略〕

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(6) 〔略〕

2 〔略〕

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 〔略〕

（種別割の減免）

第89条 〔略〕

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)～(8) 〔略〕

3 〔略〕

（たばこ税の課税標準）

第94条 〔略〕

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

〔略〕

3 〔略〕

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻た

第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 〔略〕

（種別割の減免）

第89条 〔略〕

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称。第147条第1項第1号において同じ。）

(3)～(8) 〔略〕

3 〔略〕

（たばこ税の課税標準）

第94条 〔略〕

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

〔略〕

3 〔略〕

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲

ばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 〔略〕

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第147条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)～(4) 〔略〕

2 〔略〕

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) 〔略〕

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない

ける方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 〔略〕

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第147条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2)～(4) 〔略〕

2 〔略〕

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2)・(3) 〔略〕

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 〔略〕

3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) 〔略〕

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) 〔略〕

5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) 〔略〕

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号

(2)～(4) 〔略〕

3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2)・(3) 〔略〕

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2)・(3) 〔略〕

5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2)・(3) 〔略〕

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号

又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) 〔略〕

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) 〔略〕

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(7) 〔略〕

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) 〔略〕

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受

又は法人番号

(2)・(3) 〔略〕

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2)～(6) 〔略〕

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2)～(7) 〔略〕

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2)～(6) 〔略〕

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受

けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) 〔略〕

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) 〔略〕

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告に係る報告書の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) 〔略〕

13 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完

けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2)～(6) 〔略〕

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2)～(6) 〔略〕

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告に係る報告書の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2)～(6) 〔略〕

13 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完

了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) 〔略〕

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第22条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(4) 〔略〕

2 〔略〕

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者に

了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2)～(6) 〔略〕

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第22条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(4) 〔略〕

2 〔略〕

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

	あつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(5) 〔略〕 4 〔略〕		(2)～(5) 〔略〕 4 〔略〕
2	(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 〔略〕 (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。) 2 〔略〕 (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除		(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 〔略〕 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。) 2 〔略〕 (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除

額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 [略]

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年

額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 [略]

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセ

7. 3 パーセントの割合) とする。

- 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7. 3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0. 5 パーセントの割合を加算した割合が年7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5. 5 パーセントを超えて定められる日からその後年5. 5 パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5. 5 パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5. 5 パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7. 3 パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7. 3 パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5. 5 パーセントの割合を超える部分の割合を年0. 25 パーセントの割合で除して得た数を年0. 73 パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12. 7

パーセントの割合を超える場合には、年7. 3 パーセントの割合) とする。

- 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7. 3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5. 5 パーセントを超えて定められる日からその後年5. 5 パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5. 5 パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5. 5 パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7. 3 パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7. 3 パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5. 5 パーセントの割合を超える部分の割合を年0. 25 パーセントの割合で除して得た数を年0. 73 パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12. 7

	75パーセントの割合を超える場合には、年12.75パーセントの割合)とする。 2 [略] (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。 2・3 [略] (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 [略] 2 [略] 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の3</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	75パーセントの割合を超える場合には、年12.75パーセントの割合)とする。 2 [略] (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。 2・3 [略] (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 [略] 2 [略] 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の2</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
3	(たばこ税の課税標準) 第94条 [略] 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数	(たばこ税の課税標準) 第94条 [略] 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数

は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

[略]

3～10 [略]

は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

[略]

3～10 [略]

4

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によ

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によ

り徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

- (5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）

当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

- (6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（市民税の納税義務者等）

第23条 〔略〕

2 〔略〕

- 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第9項から第16項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（均等割の税率）

第31条 〔略〕

- 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
-------	----

って徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

- (5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

- (6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（市民税の納税義務者等）

第23条 〔略〕

2 〔略〕

- 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（均等割の税率）

第31条 〔略〕

- 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
-------	----

1	次に掲げる法人 ア～エ [略] オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	[略]
2～9	[略]	
3	前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。	
4	[略] (法人の市民税の申告納付)	
第48条	市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、 <u>第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10</u>	

1	次に掲げる法人 ア～エ [略] オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	[略]
2～9	[略]	
3	前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、 <u>同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</u>	
4	[略] (法人の市民税の申告納付)	
第48条	市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、 <u>第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10</u>	

項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1

項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌

月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 [略]

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告につ

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 [略]

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告に

いては、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法第761条に規定する地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 〔略〕

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる」と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 〔略〕

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

ついては、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法第761条に規定する地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 〔略〕

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる」と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 〔略〕

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

1 5 第1 2項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第3 2 1条の8第6 1項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第1 2項前段の期間内に行う第9項の申告については、第1 2項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

1 6 第1 2項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第1 4項の届出書の提出又は法人税法第7 5条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第1 2項後段の期間内に行う第9項の申告については、第1 2項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第5 0条 [略]

2 前項の場合においては、その不足税額に法第3 2 1条の8第1項、第2項又は第3 1項の納期限(同条第3 5項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年1 4. 6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第3 2 1条の1 1第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第3 2 1条の8第1項、第2項又は第3 1項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除

1 6 第1 3項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第3 2 1条の8第5 1項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第1 3項前段の期間内に行う第1 0項の申告については、第1 3項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

1 7 第1 3項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第1 5項の届出書の提出又は法人税法第7 5条の4第3項若しくは第6項(同法第8 1条の2 4の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第1 3項後段の期間内に行う第1 0項の申告については、第1 3項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第5 0条 [略]

2 前項の場合においては、その不足税額に法第3 2 1条の8第1項、第2項、第4項又は第1 9項の納期限(同条第2 3項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年1 4. 6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第3 2 1条の1 1第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第3 2 1条の8第1項、第2項、第4項又は第1 9項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場

き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他の不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 〔略〕

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第52条 〔略〕

2・3 〔略〕

合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他の不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 〔略〕

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第52条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額

附 則 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 〔略〕 2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。	附 則 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 〔略〕 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宮古市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年宮古市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中表の4の項を削り、表の5の項を表の4の項とする。

附則第1条第3号を削り、同条第4号中「第1条の表の5の項」を「第1条の表の4の項」に、「附則第5条」を「附則第4条」に改め、同号を同条第3号とする。

附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とする。

附則第5条中「第1条の表の5の項」を「第1条の表の4の項」に改め、同条を附則第4条とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定及び改正部分は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 公布の日

(2) 第1条の表の2の項の改正部分並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第1条の表の3の項の改正部分及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第1条の表の4の項の改正部分及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の表の2の項の改正部分による改正後の宮古市市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2

年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第4条 第1条の表の4の項の改正部分による改正後の宮古市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 第1条の表の1の項の改正部分による改正後の宮古市市税条例第74条の3の規定は、この条例の施行の日（次条において「施行日」という。）以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 施行日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

令和2年6月8日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 4 号

宮古市参画推進条例の一部を改正する条例

宮古市参画推進条例（平成 20 年宮古市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第 12 条 推進委員会は、委員 <u>15 人</u> をもって組織する。 (委員等) 第 13 条 委員は、<u>次に掲げる者のうちから</u>市長が任命する。 (1) <u>学識経験を有する者</u> (2) <u>各種団体の代表者が選任する者又はその職員</u> (3) <u>公募による者</u> (4) <u>その他市長が必要と認める者</u> 2～5 〔略〕 (会議) 第 14 条 推進委員会の<u>会議</u>は、市長が招集する。 2 〔略〕 3 推進委員会の<u>会議</u>の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	(組織) 第 12 条 推進委員会は、委員 <u>10 人以内</u> をもって組織する。 (委員等) 第 13 条 委員は<u>優れた識見を有する者のうちから</u>市長が任命する。 2～5 〔略〕 (会議) 第 14 条 推進委員会は、市長が招集する。 2 〔略〕 3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
備考 改正部分は、下線の部分である	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古市市民自治推進委員会の委員の定数及び選任区分の見直し等をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 5 号

宮古市手数料条例の一部を改正する条例

宮古市手数料条例（平成 17 年宮古市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～60 〔略〕			1～60 〔略〕		
61 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	〔略〕	〔略〕	61 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。 <u>次項において「番号法」という。</u> ）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	〔略〕	〔略〕
<u>62 削除</u>			<u>62 番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付</u>	<u>通知カードの再交付手数料</u>	<u>1枚につき500円</u>
63～65 〔略〕			63～65 〔略〕		
備考 〔略〕			備考 〔略〕		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による通知カードの廃止に伴い、通知カードの再交付に係る事務を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 6 号

宮古市乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

宮古市乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（平成 17 年宮古市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（現物給付による助成） 第 11 条 市長は、前 2 条の規定にかかわらず、受給者のうち次の各号のいずれかに該当する者に対し、第 4 条の規定による額を給付せず、医療の現物給付を行うことができる。 （1）出生の日から <u>15 歳</u> に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者 （2）〔略〕	（現物給付による助成） 第 11 条 市長は、前 2 条の規定にかかわらず、受給者のうち次の各号のいずれかに該当する者に対し、第 4 条の規定による額を給付せず、医療の現物給付を行うことができる。 （1）出生の日から <u>12 歳</u> に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者 （2）〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。
- この条例による改正後の宮古市乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

令和 2 年 6 月 8 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

医療の現物給付による助成の対象年齢を拡大しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第7号

宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年宮古市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 [略] 2・3 [略] 4 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u> (2) <u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</u> 5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。 (1)・(2) [略] 6～9 [略]	(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 [略] 2・3 [略] 4 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u> 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。 (1)・(2) [略] 6～9 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月8日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

特定教育・保育施設等との連携要件の緩和をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 8 号

宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年宮古市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保育所等との連携) 第 6 条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) 市長が、<u>法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u> (2) <u>家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u> 5 前項（<u>第 2 号に該当する場合に限る。</u>）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 〔略〕 (居宅訪問型保育事業) 第 37 条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 5 項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家	(保育所等との連携) 第 6 条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 市長は、<u>家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u> 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 〔略〕 (居宅訪問型保育事業) 第 37 条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 5 項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提

庭において乳幼児を養育することが困難な場合への 対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案 し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が 認める乳幼児に対する保育 (5) 〔略〕	供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保 育 (5) 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

特定教育・保育施設等との連携要件の緩和及び居宅訪問型保育事業者が提供する保育の追加をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 9 号

宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年
宮古市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（職員） 第 10 条 〔略〕 2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（10） 〔略〕 3～5 〔略〕	（職員） 第 10 条 〔略〕 2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（10） 〔略〕 3～5 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

放課後児童支援員の認定資格研修を実施する者に中核市の長を加えようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

宮古市介護保険条例の一部を改正する条例

宮古市介護保険条例(平成17年宮古市条例第108号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保険料率) 第3条 〔略〕 2 前項第1号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,500円</u>とする。 3 第1項第2号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>37,500円</u>とする。 4 第1項第3号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>52,500円</u>とする。	(保険料率) 第3条 〔略〕 2 前項第1号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び</u>令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>28,100円</u>とする。 3 第1項第2号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び</u>令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>46,900円</u>とする。 4 第1項第3号に掲げる者の保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び</u>令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>54,400円</u>とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮古市介護保険条例第3条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の介護保険料について適用し、令和元年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

令和2年6月8日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

介護保険法施行令の改正に伴い、第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る保険料率を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 11 号

宮古市農林漁村地域多目的集会施設条例の一部を改正する条例

宮古市農林漁村地域多目的集会施設条例（平成 17 年宮古市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
〔略〕		〔略〕	
宮古市和野地区集会施設	宮古市田老字和野 15 番地	宮古市和野地区集会施設	宮古市田老字和野 15 番地
宮古市小堀内地区集会施設	宮古市田老字向新田 18 5 番地 1	宮古市小堀内地区集会施設	宮古市田老字向新田 18 5 番地 1
宮古市榎内地区集会施設	宮古市田老字榎内 122 番地	宮古市榎内地区集会施設	宮古市田老字榎内 122 番地
〔略〕		〔略〕	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古市小堀内地区集会施設を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号

宮古市立宮古小学校校舎増改築工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

令和元年9月24日に議会の議決を経た宮古市立宮古小学校校舎増改築工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

契約金額中「235,400,000円」を「252,536,900円」に改める。

令和2年6月8日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

現場精査による設計変更に伴い、契約金額を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

変更の概要

- 1 工 事 名 宮古市立宮古小学校校舎増改築工事
- 2 工事場所 宮古市横町5番1号
- 3 工 期 変更前：令和元年9月25日から令和2年7月20日まで
変更後：令和元年9月25日から令和2年8月25日まで
- 4 請 負 者 住所 宮古市保久田8番10号
名称 株式会社佐々木組三陸営業所
所長 伊藤 啓一

5 変更内容

- (1) 階段室棟の新築に係る鋼管杭打設のための地盤調査の結果、打設位置の地中に巨大な転石があることが判明し、また当該転石の下部に軟弱地盤がみられることから、建物に対する地耐力を確保するため、鋼管杭打設工法の追加をするもの。
- (2) 既存校舎東側のコンクリート製の非常階段の躯体について、解体撤去の予定であったが、急傾斜地に指定されている山肌と接着しており、崩落の危険性が高いため、撤去せずに安全対策として立入りを禁止するための金網等を設置するもの。
- (3) 給食搬入路棟の新築に係る杭工事において、地中埋設物等の障害物が発見され、テーブルリフトの仕様を変更する必要があることによるもの。

変更内容			変更前 数量	変更後 数量	増減	金額
階段室棟	鋼管杭	ダウンザホール打込み	—	一式	一式	3,584,000 円
		杭頭補強	—	一式	一式	621,000 円
解体工事	階段立入禁止措置		—	一式	一式	3,365,000 円
給食搬入路棟	リフト仕様変更		900mm× 1,380mm	1,200mm× 2,100mm	—	1,564,000 円
共通費	地盤調査等		—	一式	一式	3,123,000 円
諸経費						3,322,000 円
小 計						15,579,000 円
消費税						1,557,900 円
合 計						17,136,900 円

議案第13号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

消防ポンプ自動車を更新するため

2 取得する財産

種 別	数 量	取得価格
消防ポンプ自動車	2 台	42,240,000円

3 取得の方法

買入れ

4 契約の相手方

住所 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割501番地14

名称 互光商事株式会社

代表取締役 玉川 康介

令和2年6月8日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

消防活動の用に供する消防ポンプ自動車を買入れしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

消防ポンプ自動車の主な仕様

- 1 形式 消防ポンプ自動車（CD－I型）（キャブオーバー型2列シート）
- 2 駆動方式 4WD（寒冷地仕様）
- 3 乗車定員 6人
- 4 エンジン
 - (1) 種別 ディーゼルエンジン
 - (2) 総排気量 3,000CC
 - (3) 最高出力 110kw（150PS）
- 5 寸法
 - (1) 全長 5.76m
 - (2) 全幅 1.89m
 - (3) 全高 2.69m
 - (4) 総重量 7.0t
- 6 ポンプ性能 A－2級（毎分2t以上の放水能力を有する。）
- 7 真空ポンプ 無給油式
- 8 安全装置
 - (1) ABS
 - (2) LSD
 - (3) 坂道発進補助装置
 - (4) エアバック
 - (5) 音声ガイドによる後退、左折警報器
 - (6) 後方監視用カメラモニター
- 9 警告装置等
 - (1) 散光式警光灯
 - (2) LED赤色点滅灯（フロント、側面、リア）
 - (3) 音声合成メッセージ広報付電子サイレン
 - (4) 電動サイレン
- 10 装備等
 - (1) LED灯（計器灯、作業灯、ボックス内灯）
 - (2) LEDサーチライト
 - (3) 自動揚水装置
 - (4) ホースカー
 - (5) 小型動力ポンプ引出し装置
 - (6) 二連梯子手動昇降装置
 - (7) ドライブレコーダー

議案第14号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

移動図書館車を更新するため

2 取得する財産

種 別	数 量	取得価格
移動図書館車	1 台	19,195,000円

3 取得の方法

買入れ

4 契約の相手方

住所 宮古市千徳第10地割2番地8

名称 盛岡いすゞモーター株式会社宮古営業所

所長 堂屋 健彦

令和2年6月8日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

図書の貸出しの用に供する移動図書館車を買入れしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

移動図書館車の主な仕様

1 ベース車両仕様

- (1) 車種 : 3 t 積みトラックシャーシ・ワイドキャブ・全低床
- (2) ミッション : A T
- (3) 駆動方式 : 2 W D
- (4) エンジン : ディーゼルターボ (最高出力 1 1 0 k w 以上)
- (5) 乗車定員 : 3 人
- (6) 全長 : 6 . 5 3 m
- (7) 全幅 : 2 . 2 0 m
- (8) 全高 : 2 . 9 0 m
- (9) ホイールベース : 3 . 3 8 5 m (± 1 0 c m)
- (10) 車両総重量 : 6 . 6 t 未満

2 架装後車体仕様

- (1) 書籍積載量 : 約 2 , 5 0 0 冊
- (2) 形成 : セミバス型 (運転手室と書架室を接合)
- (3) 書架室骨格 : J I S 規格合板 (1 ~ 3 . 2 m m) を使用
- (4) 書架室内外板 : J I S 規格合板 (0 . 8 m m ~ 1 . 2 m m) を使用
- (5) 書架室内張 : 耐水ベニヤ、レザー張り、化粧ハードボード等を使用
- (6) 書架扉 : 左書架部に上下開閉式扉を 2 箇所設置
- (7) 書架 : 木製の内架式書架を左右 2 架、外架 1 架設置
- (8) その他 : 後部扉部に室内格納式身障者用リフトを設置

議案第15号

宮古市過疎地域自立促進計画を変更することに関し議決を求めることについて

宮古市過疎地域自立促進計画（平成28年2月26日議決）の一部を別紙のとおり変更することに関し、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月8日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

火葬炉改修事業を追加するため、宮古市過疎地域自立促進計画を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

変更後					変更前				
4 生活環境の整備					4 生活環境の整備				
(1) 現況と問題点					(1) 現況と問題点				
ア～ウ 〔略〕					ア～ウ 〔略〕				
エ 火葬場									
(現状)									
○平成19年4月に開設した「みやこ斎苑」には、									
火葬炉が4基設置されており、年間約900件									
の火葬を行っています。									
○火葬炉は、年1回の保守点検の結果に基づき、順									
次改修を行っています。									
(問題点)									
○火葬業務を安定的に行うため、保守点検の結果									
に基づく、火葬炉の計画的な改修が必要です。									
オ 〔略〕					エ 〔略〕				
カ 〔略〕					オ 〔略〕				
キ 〔略〕					カ 〔略〕				
(2) その対策					(2) その対策				
ア～ウ 〔略〕					ア～ウ 〔略〕				
エ 火葬場									
○火葬炉の保守点検を定期的に行うとともに、点									
検の結果に基づいて計画的に改修を行い、安定									
的な火葬能力の維持を図ります。									
オ 〔略〕					エ 〔略〕				
カ 〔略〕					オ 〔略〕				
キ 〔略〕					カ 〔略〕				
(3) 事業計画(平成28年度～令和2年度)					(3) 事業計画(平成28年度～令和2年度)				
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考

3 生活 環境の 整備	(1) [略]	[略]			3 生活 環境の 整備	(1) [略]	[略]
	(2) [略]					(2) [略]	
	(3) 廃棄物 処理施設					(3) 廃棄物 処理施設	
	(4) <u>火葬場</u>	火 葬	宮 古				
		<u>炉 改</u>	<u>市</u>				
		<u>修 事</u>					
		<u>業</u>					
	(5) 消防施 設	[略]				(5) 消防施 設	[略]
(6) [略]				(6) [略]			
(8) [略]				(8) [略]			

備考 変更部分は、下線の部分である。

議案第16号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

宮古地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
118	松山八木沢線	宮古市松山第7地割12番地先	
		宮古市松山第7地割2番内ー9地先	

花輪地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
22	田鎖1号線	宮古市田鎖第1地割115番地先（右）	
		宮古市田鎖第1地割119番7地先	

津軽石地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
10	赤 前 線	宮古市津軽石第2地割79番地先	
		宮古市津軽石第11地割7番3地先	
17	赤前運動公園線	宮古市赤前第8地割195番地先	
		宮古市赤前第8地割208番地先	
29	栄通り駒形線	宮古市津軽石第7地割33番地先	
		宮古市津軽石第7地割131番地先	
39	赤前東1号線	宮古市赤前第10地割70番1地先	
		宮古市赤前第10地割36番1地先	
40	赤前東2号線	宮古市赤前第10地割35番1地先	
		宮古市赤前第10地割63番地先	
72	赤 前 4 号 線	宮古市津軽石第7地割75番1地先	
		宮古市赤前第2地割18番1地先	

73	赤前3号線	宮古市津軽石第7地割39番地先	
		宮古市赤前第4地割81番地先	
74	赤前2号線	宮古市津軽石第8地割20番地先	
		宮古市津軽石第8地割92番地先	
76	赤前東4号線	宮古市赤前第12地割9番1地先	
		宮古市赤前第12地割20番地先	
84	小堀内赤前線	宮古市赤前第14地割69番1地先	
		宮古市赤前第11地割45番1地先	

令和2年6月8日提出

宮古市長 山本正徳

理由

市道路線を廃止しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 17 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線として認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

宮古地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
118	松山八木沢線	宮古市松山第 6 地割 15 番 6 地先	
		宮古市松山第 7 地割 2 番 36 地先	

花輪地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
22	田鎖 1 号線	宮古市田鎖第 1 地割 113 番 2 地先	
		宮古市田鎖第 1 地割 119 番 7 地先	

重茂地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
53	小間坂支線	宮古市重茂第 5 地割 13 番 7 地先	
		宮古市重茂第 6 地割 1 番 7 地先	

津軽石地区 路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
10	赤 前 線	宮古市津軽石第 2 地割 79 番地先	
		宮古市赤前第 8 地割 107 番 3 地先	
17	赤前運動公園線	宮古市赤前第 8 地割 195 番 3 地先	
		宮古市赤前第 8 地割 208 番地先	
29	栄通り駒形線	宮古市津軽石第 7 地割 76 番 1 地先	
		宮古市津軽石第 7 地割 131 番地先	
39	赤前東 1 号線	宮古市赤前第 11 地割 44 番 2 地先	
		宮古市赤前第 10 地割 80 番地先	

40	赤前東2号線	宮古市赤前第10地割37番1地先	
		宮古市赤前第10地割63番地先	
72	赤前4号線	宮古市赤前第4地割196番6地先	
		宮古市赤前第2地割18番1地先	
73	赤前3号線	宮古市津軽石第7地割33番地先	
		宮古市赤前第4地割59番2地先	
74	赤前2号線	宮古市津軽石第8地割3番1地先(右)	
		宮古市津軽石第8地割61番1地先(右)	
76	赤前東4号線	宮古市赤前第11地割34番2地先	
		宮古市赤前第11地割34番1地先	
105	栄通り9号線	宮古市津軽石第7地割33番地先	
		宮古市津軽石第7地割56番3地先	
106	赤前6号線	宮古市津軽石第8地割76番地先(右)	
		宮古市津軽石第8地割77番地先(右)	
107	赤前7号線	宮古市赤前第1地割35番3地先	
		宮古市津軽石第7地割76番1地先	
108	赤前8号線	宮古市赤前第4地割168番1地先(右)	
		宮古市津軽石第7地割56番5地先	
109	赤前9号線	宮古市赤前第4地割167番1地先	
		宮古市赤前第4地割154番1地先	
110	赤前10号線	宮古市赤前第4地割76番1地先	
		宮古市赤前第4地割79番2地先	

111	赤前東5号線	宮古市赤前第8地割123番1地先	
		宮古市赤前第10地割15番地先	
112	赤前東6号線	宮古市赤前第11地割107番1地先	
		宮古市赤前第11地割45番1地先	
113	赤前東7号線	宮古市赤前第8地割202番5地先	
		宮古市赤前第10地割28番地先	
114	赤前東8号線	宮古市赤前第9地割41番1地先	
		宮古市赤前第11地割2番17地先	
115	赤前東9号線	宮古市赤前第11地割2番3地先	
		宮古市赤前第11地割7番3地先	
116	小堀内3号線	宮古市赤前第14地割15番1地先	
		宮古市赤前第14地割12番1地先	

令和2年6月8日提出

宮古市長 山本正徳

理由

市道路線として認定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。